成田国際空港株式会社における入札契約制度のあらまし

2026年10月版

成田国際空港株式会社

Narita Airport

Connecting Japan to the World

目次

		はじめに	P.3
第一章		入札・契約に関する情報公表について	
	1.	当社の入札に参加していただくためには	P.5
	2.	入札公告の情報	P.6
	3.	発注見通しや契約実績の情報	P.7
	4.	入札・契約関係の規程類・契約条項の情報	P.8
第二章		入札・契約手続きの種類について	
	1.	契約方法	P.10
	2.	落札者の決定方法	P.12
	3.	契約方法と落札者の決定方法の組合せ	P.14
第三章		各種制度の概要	
	1.	総合評価落札方式	P.16
	2.	技術提案・交渉方式	P.22
	3.	企画競争	P.24
	4.	低入札価格調査	P.25
	5.	協議合意方式	P.26
	6.	見積活用方式	P.27
	7.	余裕期間制度	P.28
	8.	前払金制度	P.29
第四章		その他	
	1.	入札契約手続きの電子化の推進	P.31
	2.	その他の取り組み	P.36

はじめに

当社（成田国際空港株式会社／NAA）は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」等の関係法令の趣旨を踏まえ、重要な社会インフラを担う企業として、調達業務における公正性・競争性・透明性を確保することは、社会的責任の遂行とステークホルダーからの信頼獲得の基盤として位置付けています。

2026年４月１日には、当社の調達を取り巻く環境の変化に対応するため、「契約制限価格の事前公表」の廃止、「価格交渉方式」の廃止、契約制限価格超過時に入札者と協議し妥当性を審査のうえ契約できる「協議合意方式」の導入、電子入札システムの導入をはじめとする制度および運用の見直しを行うなど、調達制度の継続的な改善に取り組んでいるところです。

このような当社における調達制度の基本的な考え方や入札・契約手続きの概要につきまして、今般、「成田国際空港株式会社における入札契約制度のあらまし」と題して取り纏めました。

各種制度や手続きの内容がサプライヤーの皆様により全体的に分かりやすくご理解いただけるよう作成いたしましたので、是非本資料をご活用いただきまして、当社の入札にご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

第一章

入札・契約に関する情報公表について

1. 当社の入札に参加していただくためには

当社の入札に参加していただくためには、予め当社が定める"競争参加資格"が必要です

■ 競争参加資格登録方法

競争参加資格登録は随時受付を行っております。
以下のページに掲載しております「競争参加資格者登録申請マニュアル」をご覧いただき、登録に必要な書類をご準備のうえ、
「CYDEEN競争参加資格申請受付システム」より申請して下さい。
資格登録後、申請業種に該当する案件の入札への参加が可能となります。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/

2. 入札公告の情報

2026年10月更新

**入札公告に関する情報は、当社ホームページ上で公開しているほか、
新着情報はメール配信しています**

■ 入札公告情報

以下のリンクから入札情報をご確認いただけます。
登録業種の入札公告情報をご確認ください。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/

なお、電子入札システム導入に伴う移行期間中のため、
**入札情報の掲載先が右図赤枠の４箇所に分かれております。
案件によって掲載先が異なりますので、各掲載先をご確認ください。**

■ メール配信

P.5の競争参加資格登録時に登録いただいたメールアドレス宛に、登録業種の入札公告の新着情報を配信します。

3．発注見通しや契約実績の情報

発注見通しや契約実績に関する情報は、当社ホームページ上で公表しています

■ 発注見通し

以下のページで今後の発注の見通しを公表しております。（原則、４月、10月の年２回）
また、公表内容は随時見直ししております。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/order/

■ 契約実績

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「政府調達協定」により公表が求められている契約実績については、以下のページで公表しております。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/actual/

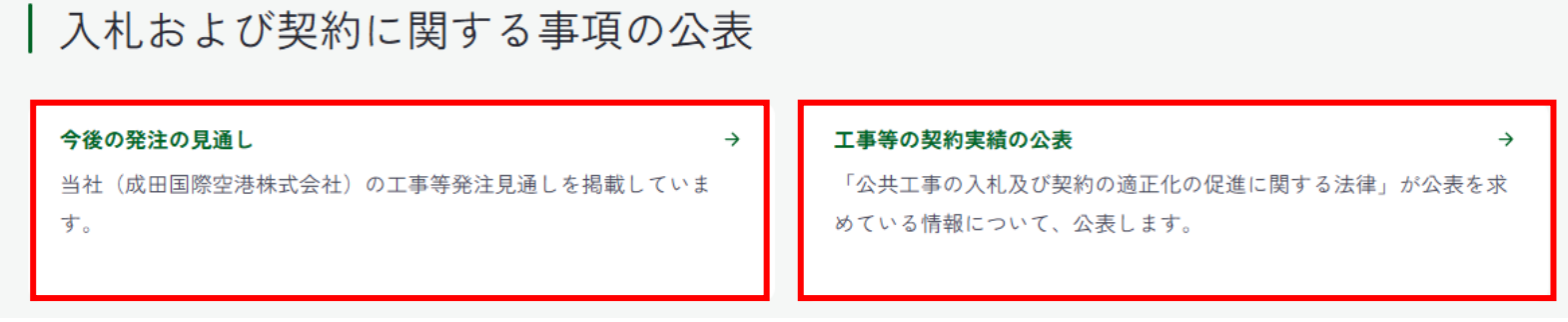

4.入札・契約関係の規程類・契約条項の情報

入札・契約に関する規程類や契約条項については、当社のホームページ上で公表しています

■ 規程・細則・要領等

以下のページで規程・細則・要領等や契約条項を公表しております

アドレス：https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/important-procedure/

第二章

入札・契約手続きの種類について

1．契約方法

当社の契約方法の種類及び概要については次のとおりです

契約方法		概要
競争契約	一般競争入札（WTO）	• 政府調達協定の適用を受けるサービスの範囲に定める工事、物品及び特定役務の契約において、契約制限価格（税込）が政府調達協定の適用基準額以上と見込まれる場合に競争参加者を募集する方式
	一般競争入札	• 上記以外の場合に競争参加者を募集する方式
随意契約	一者随意契約	• 特定者に実施させる以外の選択肢がない場合又は合理性が極めて高い場合に、任意に特定した一者に見積り（契約の申込）を依頼する方式
	企画競争	• 公告によって企画の提案者を募集し、提出された提案を審査して最も優れた提案書を特定し、その提案者に見積り（契約の申込）を依頼する方式（詳細はP.16を参照してください）
	少額随意契約	• 契約に係る金額が少額である場合（工事：400万円未満、工事以外：300万円未満）に、特定の一者に見積り（契約の申込）を依頼する方式

1．契約方法（金額別）

当社の契約方法は、発注の規模（金額）に応じて、以下のとおり設定しています

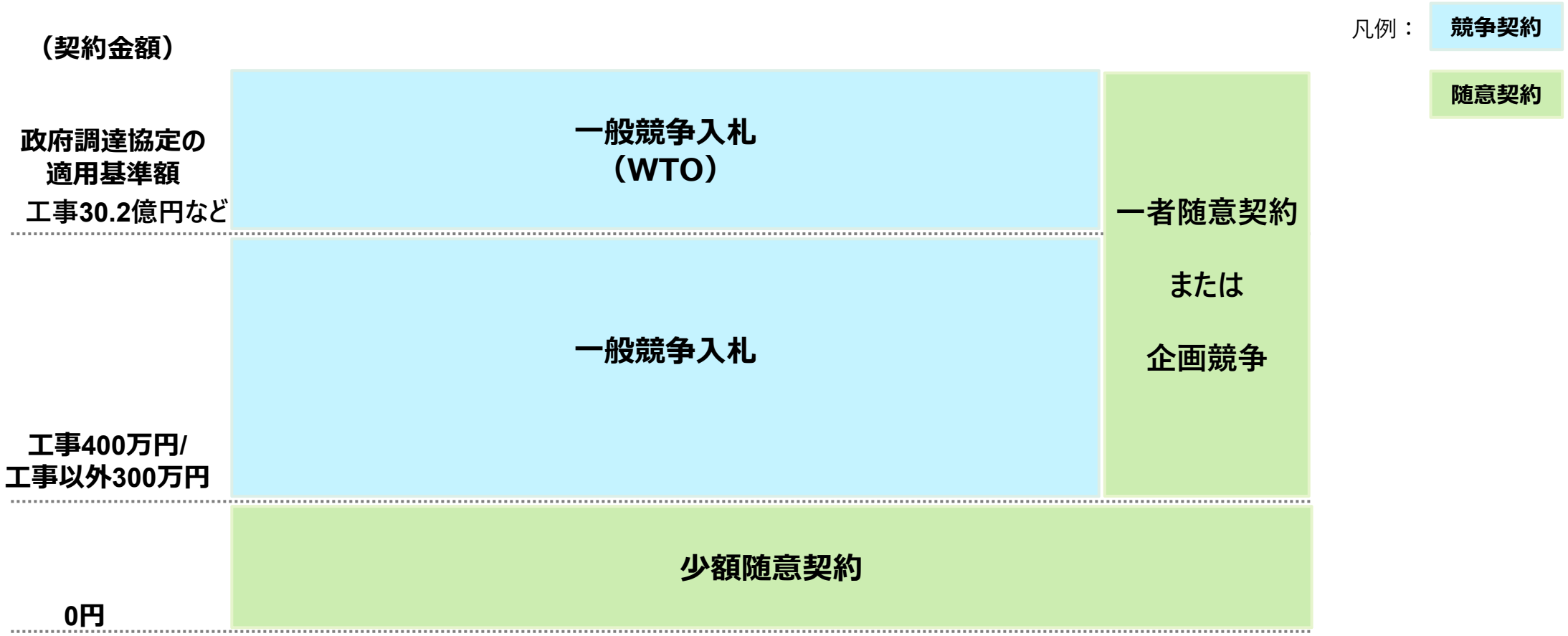

2．落札者の決定方法

2026年8月更新

Narita Airport

当社の落札者の決定方法の種類及び概要は次のとおりです

落札者の決定方法			概要
自動落札方式（価格競争）			• 契約制限価格の制限の範囲内において、最低の入札価格を契約の価格とし、当該入札をした者を落札者とする方式
総合評価落札方式	技術提案評価型	高度技術提案タイプ	• 目的物の変更を伴う品質向上などの高度な技術提案を求め、入札価格及び技術評価の結果を総合的に評価し、その評価値が最も高い者を落札者として決定する方式
		施工体制評価タイプ	• 施工上の工夫によるコスト削減と品質確保などの技術提案を求め、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式
	施工能力評価型	施工計画評価タイプ	• 品質確保のための施工計画などの技術提案を求め、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式
		施工実績評価タイプ	• 過去実績に基づく施工能力を反映した技術評価点と価格評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式
		地域共生タイプ	• 地元企業の活用促進を図り、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式
デザイン・企画等提案の方式	技術提案・交渉方式ECI等	技術協力・施工タイプ	• 選定した優先交渉権者の技術を設計に反映し、交渉後に施工を契約する方式
		設計交渉・施工タイプ	• 選定した優先交渉権者と設計を契約し、交渉後に施工を契約する方式
		設計・施工一括タイプ	• 選定した優先交渉権者と設計と施工を一括で契約する方式
	企画競争		• デザイン・アイデアなどの企画提案の優劣を競争し、評価する契約方式（原則、工事以外）

2．落札者の決定方法　※工事の場合

2026年7月更新

Narita Airport

工事の落札者の決定方法は、案件の性質や概算額、難易度に応じて適切に選択します

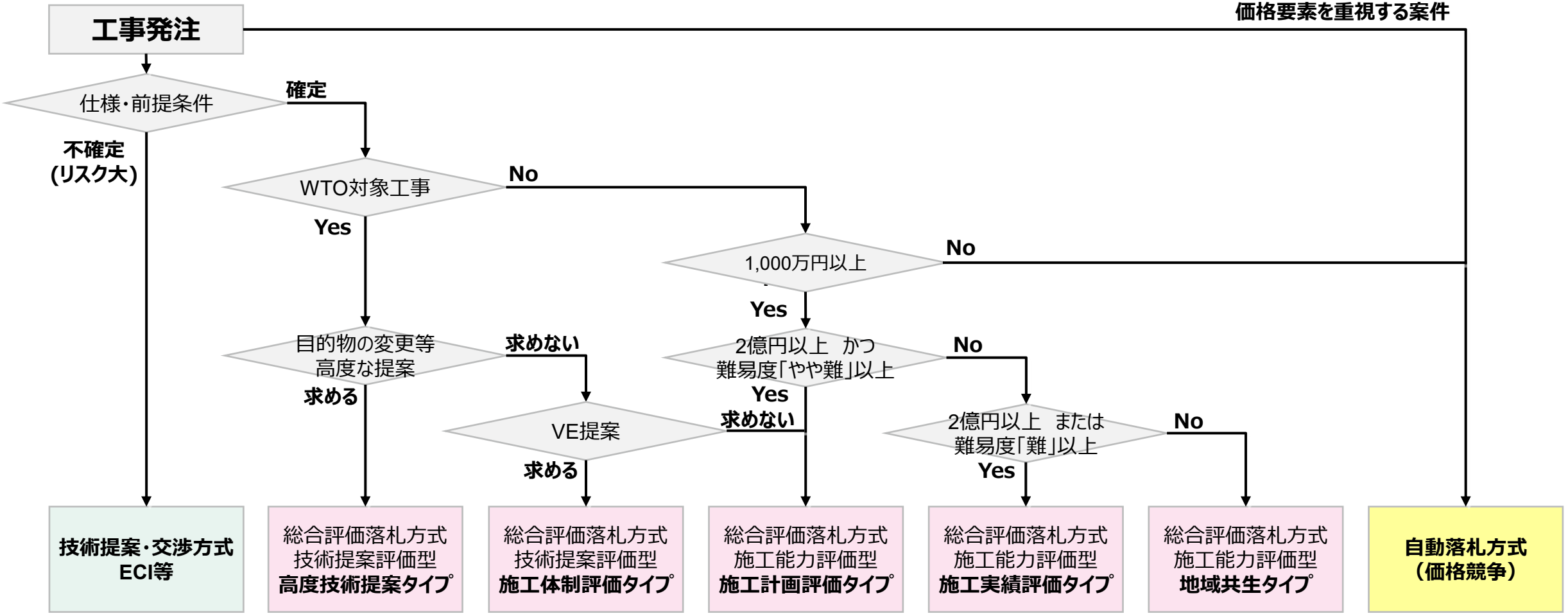

※図中の金額は「概算額」を示します

3．契約方法と落札者の決定方法の組合せ

2026年7月更新

Narita Airport

契約方法と落札者の決定方法の組み合わせは次のとおりです

契約方法 ＼ 落札者の決定方法		自動落札方式（価格競争）	総合評価落札方式					技術提案・交渉方式 ECI等	デザイン・企画等提案の方式
			技術提案評価型		施工能力評価型				
			高度技術提案タイプ	施工体制評価タイプ	施工計画評価タイプ	施工実績評価タイプ	地域共生タイプ		
競争契約	一般競争入札（WTO）	○	○	○	○	－	－	－	－
競争契約	一般競争入札	○	－	－	○	○	○	－	－
随意契約	一者随意契約	○	－	－	－	－	－	－	－
随意契約	企画競争	－	－	－	－	－	－	○	○

第三章

各種制度の概要

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

2026年7月1日以降に手続き開始する案件から適用

価格と価格以外の要素を総合的に評価することが適当な工事案件については、「総合評価落札方式」を積極的に活用していきます

■ 概要

契約制限価格の制限の範囲内において、価格及びその他の条件により算出する評価値が当社にとって最も有利な者を落札者とする方式

技術提案評価型		施工能力評価型		
高度技術提案タイプ	**施工体制評価タイプ**	**施工計画評価タイプ**	**施工実績評価タイプ**	**地域共生タイプ**
• 目的物の変更を伴う品質向上などの高度な技術提案を求め、入札価格及び技術評価の結果を総合的に評価し、その評価値が最も高い者を落札者として決定する方式	• 施工上の工夫によるコスト削減と品質確保などの技術提案を求め、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式	• 品質確保のための施工計画などの技術提案を求め、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式	• 過去実績に基づく施工能力を反映した技術評価点と価格評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式	• 地元企業の活用促進を図り、価格評価点と技術評価点による評価値が最も高い者を落札者として決定する方式

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

Narita Airport

**総合評価落札方式は、概算額や工事の難易度を目安とし、
工事の特性や目的を踏まえて選択しています**

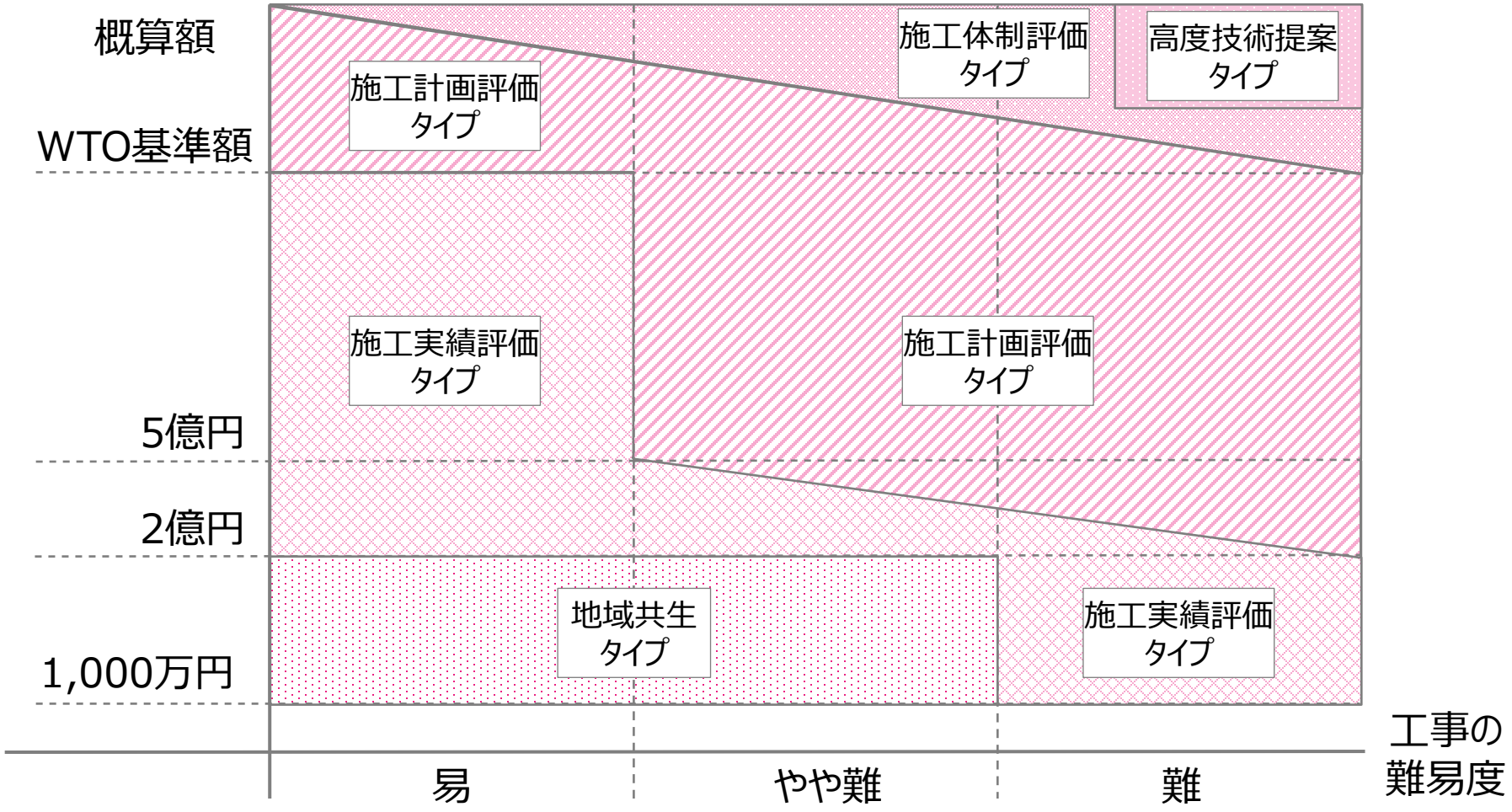

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

Narita Airport

各評価タイプの詳細は次のとおりです

	総合評価落札方式				
	技術提案評価型		施工能力評価型		
	高度技術提案タイプ	施工体制評価タイプ	施工計画評価タイプ	施工実績評価タイプ	地域共生タイプ
概念コンセプト	目的物の変更を含む高度な技術提案	コスト削減と品質確保の両立	施工計画の確実性	応募負担軽減	地元企業活用
評価値の計算方法	除算方式 技術評価点／入札価格	加算方式 技術評価点＋価格評価点			
技術評価点	標準点100点＋加算点50点	20点		10点	
価格評価点		20点※2			

※20点を超えることがあります

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

Narita Airport

技術評価点の評価項目と配点は以下を標準としつつ、工事の特性に応じて設定しています

技術提案評価型

凡例（ ）：任意項目

評価項目		高度技術提案タイプ
高度な技術提案	総合的なコストの縮減に関する技術提案	１５
	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	１５
高度な施工計画	上記技術提案に係る具体的な施工計画	２０

※技術評価点は、上記に標準点（100点）を加算して算出します

評価項目		施工体制評価タイプ
VE提案	施工上の工夫によるVE提案	１０
VE提案に関する施工計画	品質確保計画	4
	工事工程	4
	社会要請（施工上の配慮事項）	2
企業の能力等	同種・類似工事実績	(２)
技術者の能力等	同種・類似工事実績	(２)

※評価項目の最大配点の合計が標準配点を上回る場合は、入札参加者の得点を当該評価項目の最大配点の合計で割り、標準配点に按分して調整します

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

Narita Airport

技術評価点の評価項目と配点は以下を標準としつつ、工事の特性に応じて設定しています

施工能力評価型

※評価項目の最大配点の合計が標準配点を上回る場合は、入札参加者の得点を当該評価項目の最大配点の合計で割り、標準配点に按分して調整します。

評価項目 凡例（）：任意項目		施工計画評価タイプ			施工実績評価タイプ	地域共生タイプ
		WTO	技術者要件あり	技術者要件なし		
施工計画	①実施手順の妥当性	１２ ～	１０ ～	１２ ～	－	－
	②施工上配慮すべき事項の的確性				－	－
企業の能力等	同種・類似工事実績	(３)	３	３	３	２
	工事成績（NAA）	－	－４ ～ ４	－４ ～ ４	－２ ～ ２	－２ ～ ２
	表彰（他機関）	－	(２)	(２)	(１)	(１)
	制限区域での施工実績他	(２)	(２)	(２)	(１)	(１)
技術者の能力等	同種・類似工事実績	(３)	３	－	－	－
	工事成績（NAA、他機関）	－	(２)	－	－	－
	資格	－	(１)	－	－	－
	制限区域での施工経験	－	(１)	－	－	－
地域共生	①地元企業の応募	－	(２)	(２)	(２)	５
	②地元企業活用度	－	(１)	(１)	(１)	２
担い手確保	若手/女性技術者配置	－	(１)	－	－	－
	ワークライフバランス関連制度認定		(１)	(１)	(１)	(１)
	CCUSの活用		(１)	(１)	(１)	(１)
その他	不誠実な行為	０ ～－３	０ ～－３	０ ～－３	０ ～－２	０ ～－２
	自由設定項目	(任意)	(任意)	(任意)	(任意)	(任意)

1. 総合評価落札方式

2026年7月新規

加算方式における価格評価点の計算方法は以下のとおりです
低入札にかかる調査基準価格を下回る場合は、価格評価点の加点割合を低減し、
過度な価格競争の抑制を図ります

①調査基準価格以上

$$\text{価格評価点} = 20\text{点} \times \left\{ \frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \frac{(100 - \text{入札率})}{(100 - \text{低入札基準率})} \right\}$$

②調査基準価格未満

$$\text{価格評価点} = 20\text{点} \times \left\{ 1 + \frac{1}{2} \times \frac{(\text{低入札基準率} - \text{入札率})}{100} \right\}$$

※ 入札率（%） ・・・$\frac{\text{入札価格}}{\text{契約制限価格}}$

※ 低入札基準率（%） ・・・$\frac{\text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格}}$

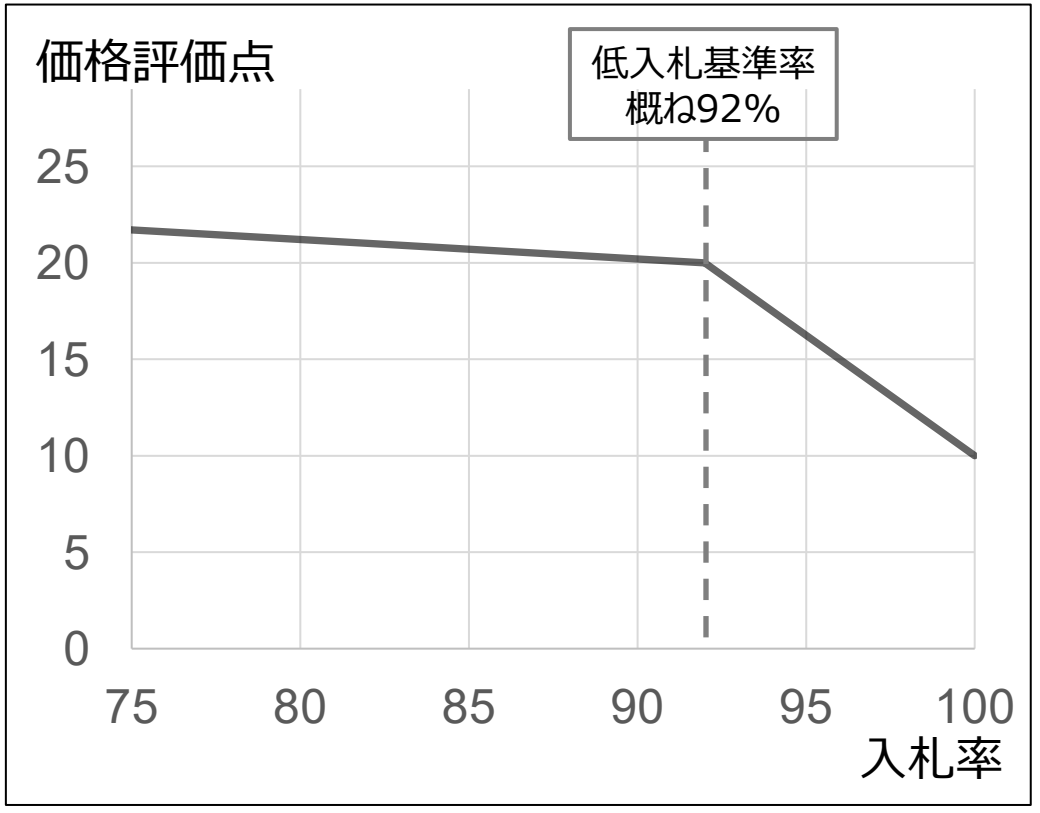

2. 技術提案･交渉方式（ECI等）

2026年7月新規

Narita Airport

公告段階で仕様の確定が困難かつ最も優れた技術提案によらなければ
工事目的の達成が難しい場合に「技術提案･交渉方式」を適用します

タイプ	適用案件	契約形態（イメージ）
技術協力･施工タイプ	「発注者（会社）が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」	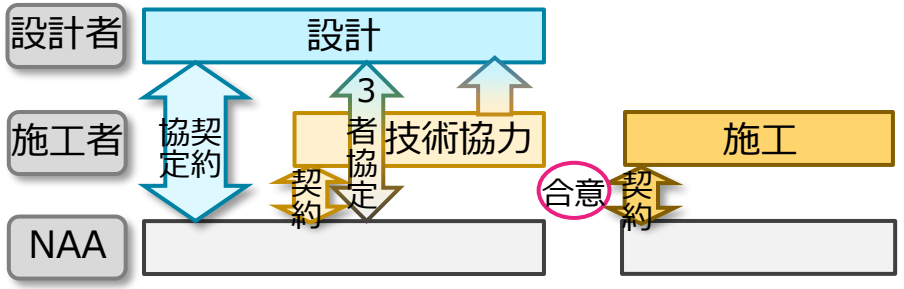
設計交渉･施工タイプ	「発注者（会社）が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」であって、施工者による設計が必要な案件	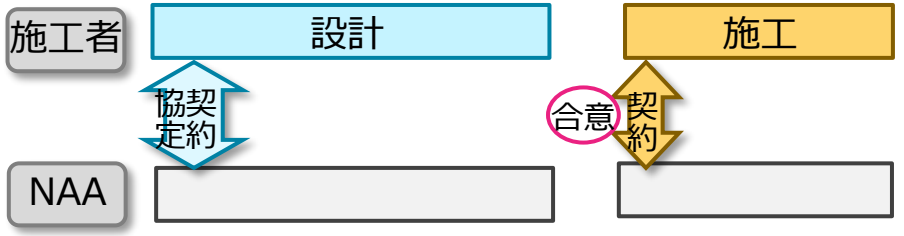
設計･施工一括タイプ	「発注者（会社）が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合	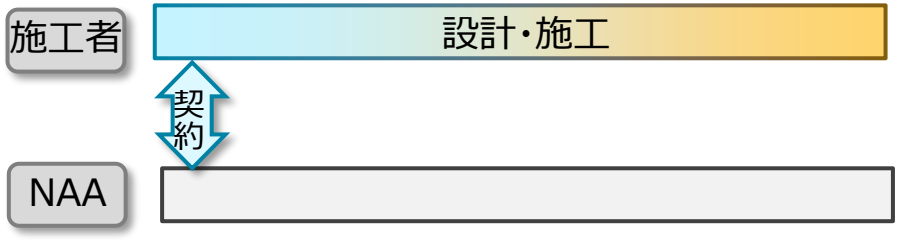

2. 技術提案･交渉方式（ECI等）

2026年8月更新

**競争の公正性や中立性、透明性の確保のため、重要な節目ごとに、
学識経験者への意見聴取を重ねながら進めます**

Step1 公告開始段階フロー

- 仕様書等の作成
- 技術提案･交渉方式の適用検討
  参考額の算定
- 評価項目･評価基準の設定等
- **【学識経験者への意見聴取】**
  制度適用の合理性や評価項目等
- 社内稟議
- 公告開始

Step2 技術提案審査フロー

- 技術提案の受領
- 技術提案の改善、一次審査･評価
- **【学識経験者への意見聴取】**
  技術提案の審査や評価の妥当性
- 技術提案の審査･評価
- 技術評価点の付与
- 優先交渉権者の決定

Step3 工事の契約制限価格設定フロー

- 設計図書･積算資料の作成
- 価格等の交渉
- **【学識経験者への意見聴取】**
  交渉結果の報告、
  契約制限価格の算定方法等
- 交渉内容の審査
- 契約制限価格の設定
- 契約締結

3. 企画競争

デザイン性や独自のアイディア、企画力、商品価値など、
価格以外の要素を重視する案件には「企画競争」を適用します

■ 概要

企画競争は、デザイン性や独自のアイディア、企画力、商品価値など、価格以外の要素を重視する案件に適用されます。
具体的には、創造性や付加価値が契約の成否に大きく影響する場合や、価格だけでは優劣を判断できない案件が対象となります。

■ 企画競争の流れ

□＝サプライヤ側での対応、□＝当社側での対応

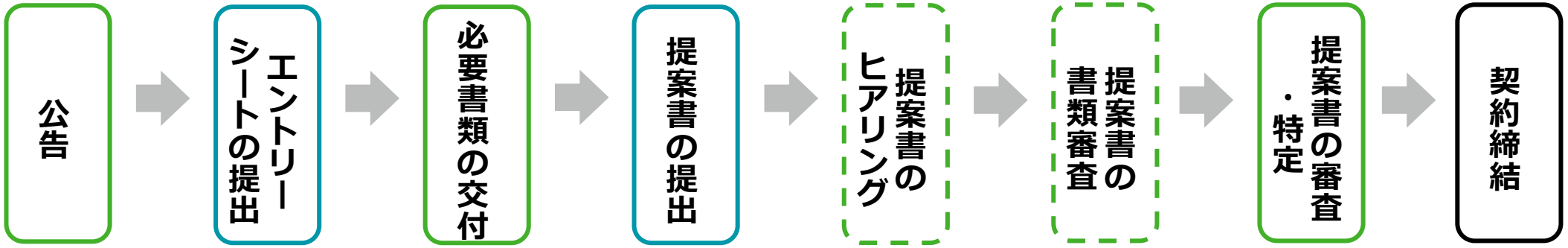

【企画競争のポイント】

- 公告の内容をご確認いただき、エントリーシートをご提出いただきます。内容を確認のうえ、当該競争の募集要項に記載した**条件を満たしているかを審査**します。
- 審査後に競争にご参加いただく際に必要な書類を交付いたしますので、提案書・見積書及びその他必要な書類を準備のうえご提出をお願いいたします。
- ご提出いただいた提案書の内容について、**必要に応じてヒアリングを実施**させていただきます。また、公告時に**書類選考**を行う旨の記載をした場合、提案書の書類選考を実施します。
- 提案書の審査においては、**公告時にプレゼンテーション**を行う旨の記載をした場合は審査時に実施いただき、提案書を特定いたします。

4. 低入札価格調査

低入札価格調査の概要及び手続きの流れは次の通りです
低入札価格調査対象となった場合でも合理性が認められる場合は契約の相手方となります

■ 概要

低入札価格調査とは、落札予定者の入札価格が調査基準価格（適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格）を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■ 手続きの流れ

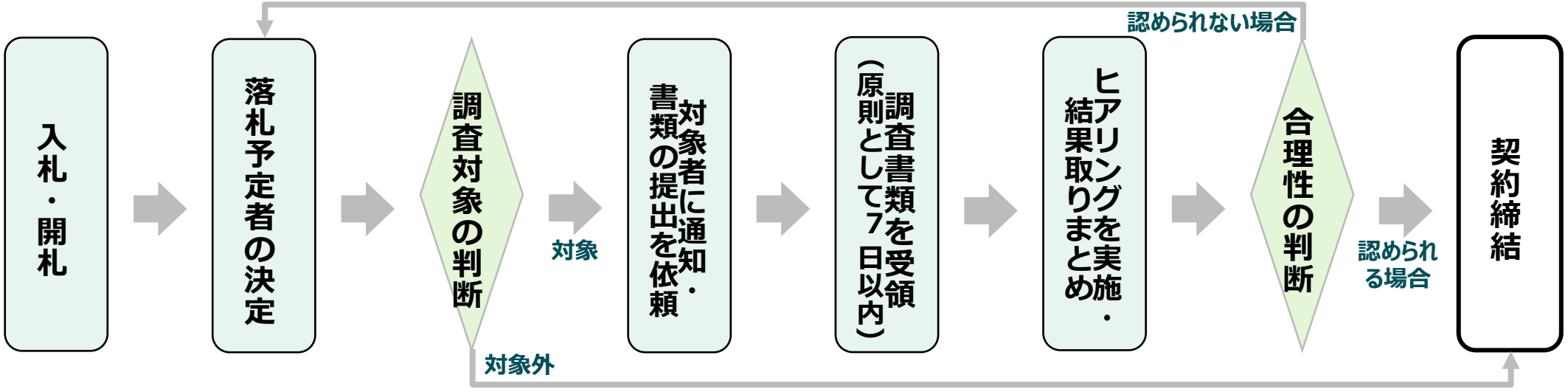

※ 低入札価格調査における業種区分及び調査基準価格等の詳細については、「低入札価格調査実施要領」を参照してください。

5. 協議合意方式

2026年４月1日以降に手続き開始する案件から適用

不落発生防止に向けた取り組みとして、「協議合意方式」を導入しました

契約制限価格が政府調達（WTO）基準額未満と見込まれる工事のうち、
事業執行上の制約等により**時間的余裕がない場合又は**工事の特殊性や資材価格等の急激な変動等により市場価格を反映した合理的な積算が困難なために**落札者がないおそれが高い場合に協議合意方式を付して発注**します。

【協議合意方式の概要】
入札の結果、全ての入札価格が「契約参考価格」※を上回った場合において、最低価格の入札者（又は総合評価落札方式で最も当社に有利な者）１者と協議を実施し、価格の妥当性を確認し、合理性が確認できた場合は契約可能とするもの。
※本方式では、「契約制限価格」を「契約参考価格」とします。

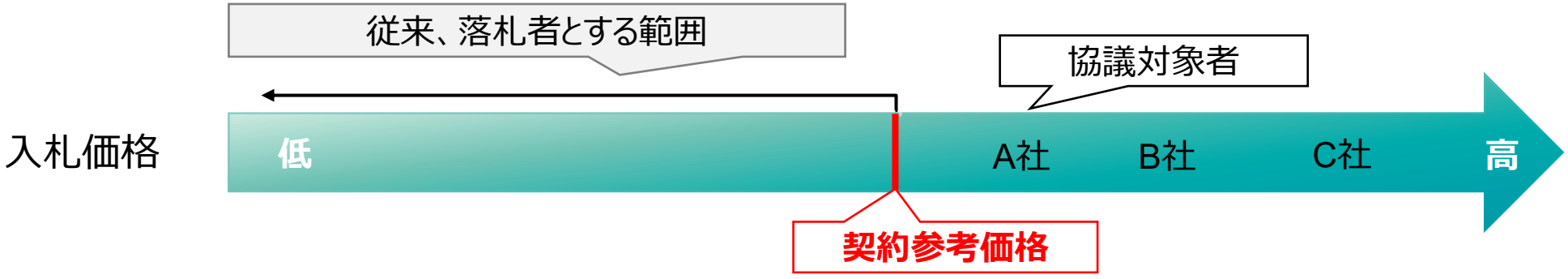

6. 見積活用方式

当社の標準的な積算が実施価格と乖離する案件については「見積活用方式」を適用します

近年の労務費や資材価格の変動等により、標準的な積算による契約制限価格と市場の実勢価格との乖離が生じる場合があることを踏まえ、入札の円滑な実施を目的として「見積活用方式」を導入します。

本方式は、**入札手続きの一環として、競争に参加いただく皆さまから参考見積書を提出いただくことで、契約制限価格に実勢価格を適切に反映するもの**です。

■ 見積活用方式の流れ

□＝サプライヤ側での対応、□＝当社側での対応

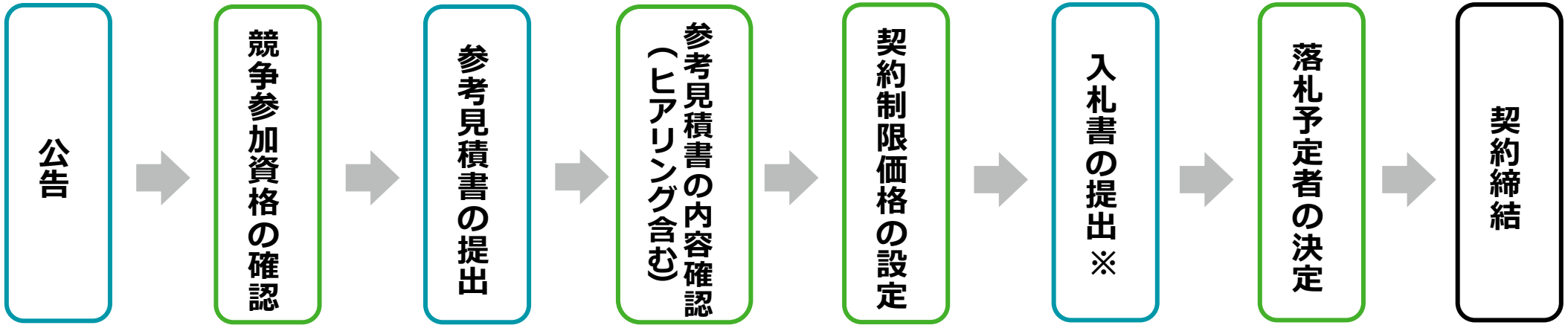

※全ての入札価格が契約制限価格を超過していた場合、入札参加者全者に対し、１回に限り、期限を定めて再度入札書の提出（再度入札）を依頼する場合があります。

7．余裕期間制度

2026年8月新規

受注者が柔軟な履行期間の設定を行うことができる「余裕期間制度」を導入しております

名称	概要	工期のイメージ
発注者指定方式	当社が実工期の始期をあらかじめ指定する方式	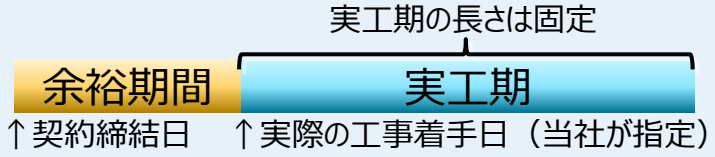
任意着手方式	契約締結日から当社があらかじめ設定した工事着手期限までの間で、落札者が実工期の始期を選択する方式	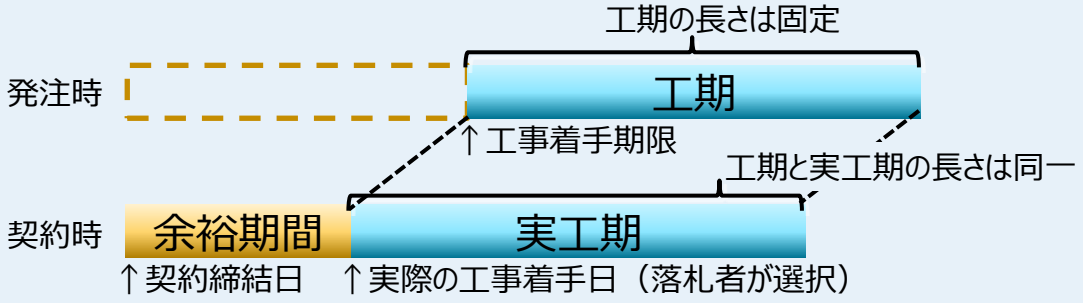
フレックス方式	当社があらかじめ設定した竣工期限の内で、落札者が実工期の始期及び終期を選択する方式	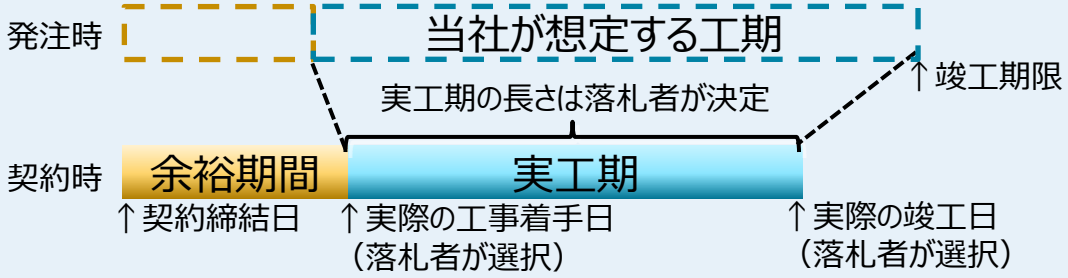

8．前払金制度

2026年10月新規

**建設業界を取り巻く環境や受注者の資金調達環境の改善等を踏まえ、
下表のとおり前払金制度を拡充しました**

区分	条件	項目	変更後	変更前
工事	契約期間が60日以上（部分払又は出来形払をしない契約においては、45日以上）	前払率上限（低入札時）	**40%（20%）**	30%（10%）
		中間前払料率上限	**20%**	10%
		使途拡大	**あり**	対象外
		前払単位	**総額※**	総額
設計・調査・測量等	契約期間が60日以上（部分払又は出来形払をしない契約においては、45日以上）	前払率上限	**30%**	対象外
		使途拡大	**あり**	対象外
		前払単位	**総額※**	対象外

※工期が複数年度にわたる場合であっても、工期当初に契約金額総額に対して前払金を支払う制度となっております。

＜留意事項＞

- 変更後の料率等が適用されるか否かは、個別案件の入札説明書等公告資料にてご確認ください。

第四章

その他

1．入札契約手続きの電子化の推進

2026年8月更新

**受発注者双方の事務手続きの負担軽減・業務効率化、手続きの迅速化を目的として、
入札契約手続き書類への押印を見直し、電子入札・電子契約（電子署名）等の電子化を推進しています**

■入札契約手続きの電子化の内容

① 電子入札

当社では、電子入札を導入し、順次、電子入札案件数を増やしていく予定です。
本資料32ページをご参照いただき、電子入札の利用者登録をお願いいたします。

② 電子契約（契約書・指示書）

契約書に限らず、契約締結後の受発注者間の指示書についても、書類の押印に代わる電子契約システムによる電子署名を推進しています。
本資料の33ページをご参照いただき、電子契約の利用者登録をお願いいたします。

③ 入札契約手続き書類の押印省略及び電子化

2026年8月24日以降、入札契約手続きにおける一部書類について、押印の省略又は押印に代わる代替手段による本人確認を可能とするとともに、書類の送受信は電子メールによる対応を可能といたしました。詳細は34、35ページをご参照ください。

＜注意事項＞

- 競争契約においては、個別案件の入札説明書等公告資料を十分にご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

1．入札契約手続きの電子化の推進

2026年10月更新

① 電子入札

■ 電子入札システムの利用者登録

随時、電子入札システムの登録を受け付けておりますので、下記URLを参照のうえ、利用者登録をお願いいたします。
この利用者登録には、ICカード（電子証明書）やカードリーダーが必要になり、申し込みから取得までおよそ2週間～1ヶ月ほどかかります。

なお、利用者登録が済んでいない場合でも入札には参加できますので、各案件の入札説明書等で手続きをご確認ください。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/e-tendering/

1．入札契約手続きの電子化の推進

2026年8月更新

② 電子契約

【対象】
- **契約書**（契約金額が400万円以上の工事、300万円以上の工事以外の契約案件）
- **指示書**（工事等の設計変更に係る現場指示）

【利用する電子契約サービス】
（株）コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST-Light」
https://www.construction-ec.com/cectrust-light/

【当社との電子契約のメリット】
- 当サービスによる電子契約に係る費用は、当社負担となります（お取引先様の費用負担はございません）
- 印紙税が不要になります
- 「押印」、「印刷・製本」、「宛名書き」、「封入・投函」などの事務作業が不要になります
- 印刷代・郵送代などのコスト削減も期待できます
- クラウド上でデータを確認し、合意（同意）したその場で契約締結あるいは同意することができます
- 契約書や指示書はデータとしてクラウド上にまとめて保管でき、紛失・毀損等の恐れがなくなります

1．入札契約手続きの電子化の推進

2026年8月新規

③　入札契約手続き書類の押印省略及び電子化

2026年8月24日より、当社発注案件の入札契約手続き書類への押印を省略することができます。
押印の省略を可能とする一方で、従来どおり押印された書類についても引き続き受け付けています。
押印省略可能とする対象書類や留意点等は本ページ及び次ページのほか、公告案件の入札説明書等公告資料を十分にご確認のうえ、入札等にご参加ください。

【区分】	A 引き続き押印を求める書類	B 押印に代えて代替手段を求める書類	C 押印を不要とする書類
本人確認・意思確認の方法	押印又は電子署名	「本件責任者及び担当者」の部署・氏名・連絡先を記載	－
様式例	印マークあり	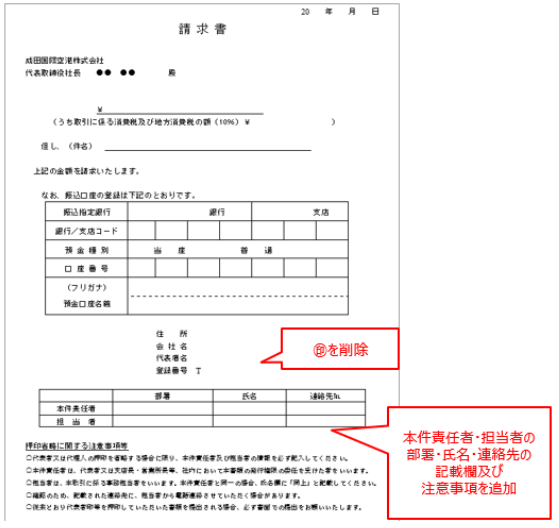	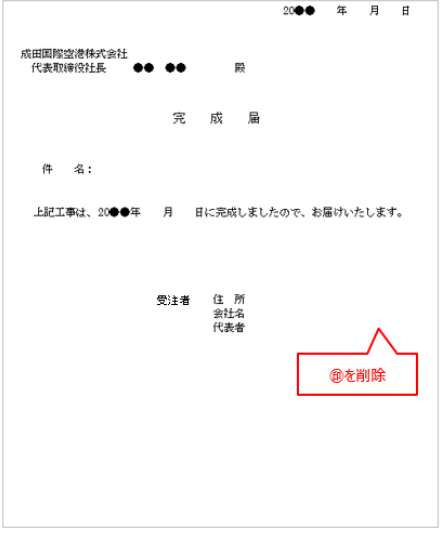

1．入札契約手続きの電子化の推進

2026年8月新規

③ 入札契約手続き書類の押印省略及び電子化

■ 入札契約手続き書類の押印要否

書類名称	様式番号等	区分	押印省略時の措置 ※１	電子メール提出　※２	
				調達部	監督員等
競争参加資格確認申請書	調達事務要領　様式3-1	B	責任者等の記載	○※１	―
委任状	調達事務要領　様式3-5	A	紙入札を利用する場合は押印省略不可	電子入札の場合：○※１ 紙入札の場合：×	―
参考見積書	―	B	責任者等の記載	―	○※１
入札書	調達事務要領　様式6-1	B	責任者等の記載	×※１	―
内訳書（入札時）	調達事務要領　様式6-2	B	責任者等の記載	×※１	―
見積書	―	B	責任者等の記載	○※１ （発注部室の受領を含む）	―
内訳書（見積時）	調達事務要領　様式6-2	B	責任者等の記載	○※１	―
入札書封入封筒の押印	―	C	押印廃止	×	―
入札辞退届	調達事務要領　様式7	B	責任者等の記載	○※１	―
工程表	調達事務要領　様式10	C	―	―	○
業務計画書	調達事務要領　様式11	C	―	―	○
現場代理人等通知書	調達事務要領　様式12	C	―	―	○
責任者等通知書	調達事務要領　様式13	C	―	―	○
資金計画書	調達事務要領　様式14	C	―	―	○
完成届	調達事務要領　様式17	C	―	―	○
完了届	調達事務要領　様式18	C	―	―	○
受渡書	調達事務要領　様式19	B	責任者等の記載	―	○※１
納品書（内訳書含む）	調達事務要領　様式20	C	―	―	○
請求書	調達事務要領　様式21	B	責任者等の記載	―	○※1・3
中間前金払認定請求書	調達事務要領　様式22	C	―	―	○

※１　「責任者等の記載」を求める書類について押印を省略する場合、責任者及び担当者の部署・氏名・連絡先を記載していただく必要がありますのでご注意ください。なお、従来通り押印した書面も引き続き有効なものとして取り扱いますが、押印される場合は紙でのご提出をお願いいたします。
※２　電子メール提出が○となっている書類については、当社との電子メールを介した上表記載書類の授受にご了承いただける場合に、電子メールでのご提出を可能といたします。（FAXは不可）
※３　請求書については、債権者名義の口座へ振込む場合にのみ押印の省略が可能です。
※４　上記に記載のない様式の提出方法については、個別の契約の担当者にご相談ください。

2．その他の取り組み

調達に関する取り組み・入札及び契約の適正化に関する情報は、当社ホームページ上で公表しています

■ 調達に関する取り組み・入札及び契約の適正化に関する情報

以下のウェブサイトで地元企業の積極的な活用や工事の品質確保・「働き方改革実行計画」への対応、その他当社の入札及び契約の適正化に関する取り組みについて説明しております。

アドレス：https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/

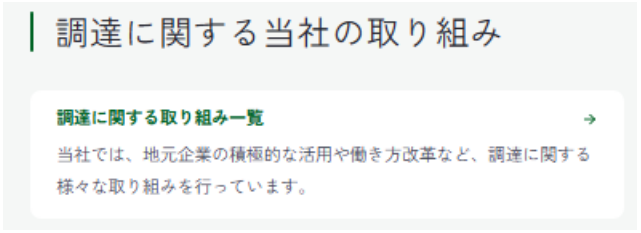

2．その他の取り組み（公正な取引）

当社との取引に当たっては、入札談合防止法、独占禁止法等の関連法令を遵守していただくようお願いいたします

■ 公正な取引

公正な取引を確保するため、当社は、発注者としての職務執行に関する規律を明確にする**発注者綱紀保持規程および要領を制定**するとともに、サプライヤーの皆様との健全な取引関係の構築に向けて**パートナーシップ構築宣言を実施**しています。
これらの取り組みを通じて、法令遵守を徹底し、透明性の高い調達・契約手続きを継続的に実践してまいります。

発注者綱紀保持規程および要領	https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/important-procedure/procurement-procedures/
パートナーシップ構築宣言	https://www.biz-partnership.jp/declaration/133135-19-00-chiba.pdf

■ 社外からの情報受付窓口のご案内

入札談合等不正行為の事実があったときに通報・相談をする窓口（連絡先）等を設置しております。
情報を提供したことで不利益を受けることのないよう、情報提供者の情報は厳重に取り扱います。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/desk/

Narita Airport
Connecting Japan to the World